

仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P7	1. 地震発生後の避難行動 【市民・企業・地域団体等】 地震災害により、火災やがけ崩れ、危険物・高圧ガスの災害等が発生する危険があり、人命に危険があると認められる場合、市は、該当地域に避難情報を発令し、迅速な避難を呼びかけます。 市民等は、次により迅速な避難を行います。 (1)～(2) (略) (3) 地震災害等における避難時の原則 ア～イ (略) ウ 避難に当たっては、高齢者及び障害者等の 災害時要援護者 の安否確認、支援に努めます。 エ～オ (略)	1. 地震発生後の避難行動 【市民・企業・地域団体等】 地震災害により、火災やがけ崩れ、危険物・高圧ガスの災害等が発生する危険があり、人命に危険があると認められる場合、市は、該当地域に避難情報を発令し、迅速な避難を呼びかけます。 市民等は、次により迅速な避難を行います。 (1)～(2) (略) (3) 地震災害等における避難時の原則 ア～イ (略) ウ 避難に当たっては、高齢者及び障害者等の 災害時要援護者 の <u>要配慮者</u> の安否確認、支援に努めます。 エ～オ (略)	仙台市災害時要 援護者避難支援 プランの改訂に よる記述の適正 化 ※新旧対照表に 記載のない「災 害時要援護者」、 「要援護者」及 び「要援護」の それぞれの名称 については、全 て「要配慮者」 又は「要配慮」 へと置き換える ものとする。

旧頁	旧	新	備考
<p>第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P8</p>	<p style="text-align: center;">< 住民等による避難フロー図（地震等） ></p> <p style="text-align: center;">地震発生（自宅、職場等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆帰宅困難者一時滞在施設・場所 ※徒歩帰宅が困難な方が一時的に滞在するための施設及び場所 ※交通の回復→帰宅、自宅付近の指定避難所へ ○いっつき避難場所等 ※家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、地域による安否確認等の活動を実施する避難場所（近隣の公園や広場） ○地域避難場所 ※指定避難所への避難が困難な地域等で活用する避難場所（2,500㎡以上） ○広域避難場所 ※火災の延焼拡大により地域全体に危険が及ぶ場合等に一時的に避難する避難場所（50,000㎡以上） ◆指定避難所 ※発災直後から避難できる施設として、備蓄や無線の整備をした避難所 ◆地区避難施設(がんばる避難施設) ※備蓄や災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等の施設を活用し、自立して運営する避難施設 ※地域における平常時からの体制整備が必要 ◆補助避難所 ※指定避難所を補完する施設として、必要に応じて活用できるよう備蓄や無線の整備をした避難所 ※開設には調整が必要 ◆福祉避難所 ※高齢者や障害者で、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な方の二次的な避難所 ※開設には調整が必要 <p style="text-align: center;">自宅 仮設住宅</p> <p>〈 凡例 〉 ◆ 避難所・避難施設（屋内） ○ 避難場所（屋外） ■ 当面の避難生活を行う避難所・避難場所</p>	<p style="text-align: center;">< 住民等による避難フロー図（地震等） ></p> <p style="text-align: center;">地震発生（自宅、職場等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆帰宅困難者一時滞在施設・場所 ※徒歩帰宅が困難な方が一時的に滞在するための施設及び場所 ※交通の回復→帰宅、自宅付近の指定避難所へ ○いっつき避難場所等 ※家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、地域による安否確認等の活動を実施する場所（近隣の公園や広場） ○地域避難場所 ※指定避難所への避難が困難な地域等で活用する避難場所（2,500㎡以上） ○広域避難場所 ※火災の延焼拡大により地域全体に危険が及ぶ場合等に一時的に避難する避難場所（50,000㎡以上） ◆指定避難所 ※発災直後から避難できる施設として、備蓄や無線の整備をした避難所 ◆地区避難施設(がんばる避難施設) ※備蓄や災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等の施設を活用し、自立して運営する避難施設 ※地域における平常時からの体制整備が必要 ◆補助避難所 ※指定避難所を補完する施設として、必要に応じて活用できるよう備蓄や無線の整備をした避難所 ※開設には調整が必要 ◆指定福祉避難所 ※高齢者や障害者で、指定避難所等での生活が困難な方のうち、あらかじめ特定した受入対象者やその家族のみが直接避難する避難所 ※事前の受入れ対象者の調整や避難前の事前連絡が必要 ◆協定福祉避難所 ※高齢者や障害者で、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な方の二次的な避難所 ※開設には調整が必要 <p style="text-align: center;">自宅 仮設住宅</p> <p>〈 凡例 〉 ◆ 避難所・避難施設（屋内） ○ 避難場所（屋外） ■ 当面の避難生活を行う避難所・避難場所</p>	<p>指定福祉避難所 への避難フロー の追加</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P9~10</p>	<p>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>仙台市では、東日本大震災の津波被害や、令和4年5月に宮城県が公表した津波浸水想定等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定し、浸水のおそれの高い方から順に、エリアⅠ・エリアⅡと設定しています。</p> <p>また、津波災害の発生のおそれがある場合、津波避難エリアに避難指示を発令し、迅速な避難を呼びかけます。該当する地域にいる人は、次により迅速な避難を行います。</p> <p style="text-align: center;">(資料 3-3「津波からの避難の手引き」参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波災害における避難開始の時期</p> <p>ア 強い揺れを感じたとき、又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れが続いたとき</p> <p>イ 津波警報等や避難指示が、次により伝達されたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 仙台市津波情報伝達システム（エリア内の屋外拡声装置）からの伝達 ② テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達 ③ 杜の都防災メールからの伝達 ④ 緊急速報メールからの伝達 ⑤ 仙台市危機管理局 ツイッター ⑥ せんだい避難情報電話サービスからの伝達 ⑦ ヘリコプターや消防車両等による伝達 ⑧ 津波避難広報ドローンによる伝達 ⑨ 町内会長等からの伝達 <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>(後略)</p>	<p>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>仙台市では、東日本大震災の津波被害や、令和4年5月に宮城県が公表した津波浸水想定等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定し、浸水のおそれの高い方から順に、エリアⅠ・エリアⅡと設定しています。</p> <p>また、津波災害の発生のおそれがある場合、津波避難エリアに避難指示を発令し、迅速な避難を呼びかけます。該当する地域にいる人は、次により迅速な避難を行います。</p> <p style="text-align: center;">(資料 3-3「津波からの避難の手引き」参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波災害における避難開始の時期</p> <p>ア 強い揺れを感じたとき、又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れが続いたとき</p> <p>イ 津波警報等や避難指示が、次により伝達されたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 仙台市津波情報伝達システム（エリア内の屋外拡声装置）からの伝達 ② テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達 ③ 杜の都防災メールからの伝達 ④ 緊急速報メールからの伝達 ⑤ 仙台市危機管理局 <u>X (旧 Twitter)</u> ⑥ せんだい避難情報電話サービスからの伝達 ⑦ ヘリコプターや消防車両等による伝達 ⑧ 津波避難広報ドローンによる伝達 ⑨ 町内会長等からの伝達 ⑩ <u>津波フラッグによる伝達</u> <p>(後略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>海水浴場等における伝達方法の追加</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>第1章 第5節 災害時要援護者を支援する P13~14</p>	<p style="text-align: center;">第5節 災害時要援護者を支援する</p> <p>災害時要援護者は、災害発生時及びそのおそれがあるときに、災害情報の入手が困難、若しくは自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人です。状況によって妊産婦、乳幼児、外国人も含まれます。</p> <p>災害情報や避難に関する情報を伝えることをはじめ、避難誘導や避難所での生活において必要な支援を行うなど、地域の災害時要援護者が周囲にいる場合には、「共助」の精神で、率先して支援するよう努めます。</p> <p>1. 災害時要援護者支援窓口の利用【市民・地域団体等】 (中略)</p> <p>2. 災害時要援護者とその家族の方の対応【市民】 (中略)</p> <p>3. 地域団体等の行う支援【地域団体等】 (中略) <u>(追加)</u></p> <p>4. 社会福祉施設等の対応【企業】 (中略)</p> <p>5. 避難所での配慮【市民・地域団体等】 (中略)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 要配慮者を支援する</p> <p><u>要配慮者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において配慮を要する人です。状況によって妊産婦、乳幼児、外国人も含まれます。また、避難行動要支援者は、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人です。</u>災害情報や避難に関する情報を伝えることをはじめ、避難誘導や避難所での生活において必要な支援を行うなど、地域の要配慮者や避難行動要支援者が周囲にいる場合には、「共助」の精神で、率先して支援するよう努めます。</p> <p>1. 要配慮者支援窓口の利用【市民・地域団体等】 (中略)</p> <p>2. 要配慮者とその家族の方の対応【市民】 (中略)</p> <p>3. 地域団体等の行う支援【地域団体等】 (中略)</p> <p>4. 避難支援等実施者の対応【市民・地域団体等】 <u>地域団体等をはじめとする避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）は本人及びその家族等の生命並びに身体の安全が確保された後に、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援等を行います。なお、避難支援等は責任や義務を負うものではないため、これらについて避難行動要支援者及び避難支援等実施者が相互に理解しておく必要があります。</u></p> <p>5. 社会福祉施設等の対応【企業】 (中略)</p> <p>6. 避難所での配慮【市民・地域団体等】 (中略)</p>	<p>仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化</p>
<p>第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P18~20</p>	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動 ア～ク (略) ケ トイレの確保（衛生班） トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早急に確認するとともに、被害状況により用水を確保して使用したり、災害用簡易組立トイレを設置する等、対応を決定して確保を図ります。 なお、災害用簡易組立トイレを設置する場合には、災害時要援護者や性別、プライバシーに配慮した設置に努めます。</p> <p>コ～サ (略) <u>(追加)</u></p>	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動 ア～ク (略) ケ トイレの確保（衛生班） トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早急に確認するとともに、被害状況により用水を確保して使用したり、仮設トイレ組立式又はマンホールトイレの上部構造物を設置する等、対応を決定して確保を図ります。 なお、仮設トイレ組立式等を設置する場合には、要配慮者や性別、プライバシーへ配慮するとともに、夜間は照明を設置するなど安全性の確保にも配慮します。</p> <p>コ～サ (略) <u>シ 在宅避難者等への支援（名簿班・食料物資班）</u> <u>在宅避難者等が発生した場合は、「在宅避難者名簿」を作成するなど人数の把握に努めるものとする。また、必要に応じて在宅避難者等へ食料や物資の配布等を行う。</u></p>	<p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p> <p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p>

旧頁	旧	新	備考				
第2章 第1節 応急対策の 流れ P29～30	第1節 応急対策の流れ [各部、区本部]		記述の適正化				
	本節では、発災後に実施すべき各応急対策における経過時間ごとの目標について定める。						
	時間 応急対策	地震発生 ～ 24時間位まで		発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位		
	(中略)	(中略)		(中略)	(中略)		
	避難・避難所運営	○避難情報の発令、伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○ 災害用簡易組立トイレ の設置 ○避難人員、状況の把握 ○災害時給水栓による給水所の開設	○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物資の供給 ○避難人員、状況の把握	※左欄のほかに ○避難者の生活実態の把握 ○避難所の集約、閉鎖	○避難情報の発令、伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○ <u>仮設トイレ組立式等</u> の設置 ○避難人員、状況の把握 ○災害時給水栓による給水所の開設	○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物資の供給 ○避難人員、状況の把握	※左欄のほかに ○避難者の生活実態の把握 ○避難所の集約、閉鎖
	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
第2章 第4節 避難計画 P48	2. 避難情報の発令 [災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部]		要配慮者への配慮に関する記述の追記				
	(1)～(2) (略) (3) 避難情報の伝達 市長が避難情報を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難情報を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難情報の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。 <u>(追加)</u> (後略)						
	2. 避難情報の発令 [災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部]						
	(1)～(2) (略) (3) 避難情報の伝達 市長が避難情報を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難情報を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難情報の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。 <u>なお、周知の際は要配慮者の円滑かつ迅速な避難を促進できるよう、分かりやすい言葉や表現、説明等にするなど、その情報伝達について配慮をする。</u> (後略)						
第2章 第4節 避難計画 P52	4. 避難の誘導 [消防部、区本部、宮城県警察本部]		記述の適正化				
	(1)～(3) (略) (4) 警察の措置 ア (略) イ 警察は、避難情報の発令がなされた場合は、速やかに住民等に伝達するとともに、住民等を安全に避難させる。						
	4. 避難の誘導 [消防部、区本部、宮城県警察本部]						
	(1)～(3) (略) (4) 警察の措置 ア (略) イ 警察は、避難情報が発令された場合は、速やかに住民等に伝達するとともに、住民等を安全に避難させる。						

旧頁	旧	新	備考
	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制 [災対本部事務局、消防部、仙台管区气象台] (1)～(5) (略)</p> <p>〈津波警報等の伝達系統図〉</p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(中略)</p>	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制 [災対本部事務局、消防部、仙台管区气象台] (1)～(5) (略)</p> <p>〈津波警報等の伝達系統図〉</p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</p> <p><u>※ 陸上自衛隊東北方面総監部、東北管区警察局、東北運輸局、東日本旅客鉄道株式会社、東北電力株式会社</u></p> <p>(中略)</p>	<p>図の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>機関名の追記</p>

旧頁	旧	新	備考																								
	<p>4. 避難指示の発令等 【災対本部、消防部、区本部】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報 避難指示発令時には、次の手段を用いて、地域住民等に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動を促す。 ア～キ (略) <u>(追加)</u></p> <p>5. 警察の措置 【宮城県警察本部】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒・広報 ア 各警察署は、沿岸部を管轄する交番・駐在所に通知し、警戒・広報活動を行う。 イ～ウ (略) <u>(追加)</u></p>	<p>4. 避難指示の発令等 【災対本部、消防部、区本部】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報 避難指示発令時には、次の手段を用いて、地域住民等に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動を促す。 ア～キ (略) <u>ク 津波フラッグによる情報伝達</u> <u>ライフセーバー等は、海水浴場等の利用客に対し、津波フラッグの掲出による伝達を行う。</u></p> <p>5. 警察の措置 【宮城県警察本部】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒・広報 ア <u>沿岸各警察署は、津波警報等が発表された場合、直ちに交番・駐在所に伝達するとともに、パトカー等により警戒・広報活動を行う。</u> イ～ウ (略)</p> <p>6. 宮城海上保安部の措置 【宮城海上保安部】</p> <p><u>(1) 伝達（船舶）</u> <u>宮城海上保安部は、津波警報等が発表された場合、仙台塩釜港内の船舶に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を発出する。</u></p> <p><u>(2) 警戒・広報</u> <u>船艇・航空機を巡回させ、拡声器等により在港船舶への津波警戒の周知を図るとともに、釣り客や海水浴客等に対し、高台への早急な避難等の指導を行う。</u></p>	<p>海水浴場等における伝達方法の追加</p> <p>記述の適正化</p> <p>宮城海上保安部の措置を追加</p>																								
<p>第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画 P88</p>	<p>5. 応急救護体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療救護班 ア (略) イ 医療救護班の編成及び派遣要請先等 健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合は、災害時医療連絡調整本部と調整の上、各医療救護班派遣要請先に医療救護班の派遣を要請する。 ※仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会と災害時における医療救護活動に関する応援協定（資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）を締結 <医療救護班派遣要請先一覧></p> <table border="1" data-bbox="338 1587 1448 1906"> <thead> <tr> <th>医療救護班の種類別</th> <th>編成等</th> <th>派遣要請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護班（※DMATを含む）</td> <td>医師、看護師等</td> <td>仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県（DMAT）（JMAT）（DPAT）（DMORT）等</td> </tr> <tr> <td>歯科医療救護班</td> <td>歯科医師、歯科衛生士等</td> <td>仙台歯科医師会 東北大学病院</td> </tr> <tr> <td>薬剤師救護班</td> <td>薬剤師等</td> <td>仙台市薬剤師会</td> </tr> </tbody> </table>	医療救護班の種類別	編成等	派遣要請先	医療救護班（※DMATを含む）	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県（DMAT）（JMAT）（DPAT）（DMORT）等	歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院	薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会	<p>5. 応急救護体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療救護班 ア (略) イ 医療救護班の編成及び派遣要請先等 健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合は、災害時医療連絡調整本部と調整の上、各医療救護班派遣要請先に医療救護班の派遣を要請する。 ※仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会と災害時における医療救護活動に関する応援協定（資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）を締結 <医療救護班派遣要請先一覧></p> <table border="1" data-bbox="1525 1587 2635 1906"> <thead> <tr> <th>医療救護班の種類別</th> <th>編成等</th> <th>派遣要請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護班（※DMATを含む）</td> <td>医師、看護師等</td> <td>仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県（DMAT）（JMAT）（DPAT）（DMORT） <u>（災害支援ナース）等</u></td> </tr> <tr> <td>歯科医療救護班</td> <td>歯科医師、歯科衛生士等</td> <td>仙台歯科医師会 東北大学病院</td> </tr> <tr> <td>薬剤師救護班</td> <td>薬剤師等</td> <td>仙台市薬剤師会</td> </tr> </tbody> </table>	医療救護班の種類別	編成等	派遣要請先	医療救護班（※DMATを含む）	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県（DMAT）（JMAT）（DPAT）（DMORT） <u>（災害支援ナース）等</u>	歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院	薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会	<p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p>
医療救護班の種類別	編成等	派遣要請先																									
医療救護班（※DMATを含む）	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県（DMAT）（JMAT）（DPAT）（DMORT）等																									
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院																									
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会																									
医療救護班の種類別	編成等	派遣要請先																									
医療救護班（※DMATを含む）	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県（DMAT）（JMAT）（DPAT）（DMORT） <u>（災害支援ナース）等</u>																									
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院																									
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会																									

旧頁	旧	新	備考
	<p>は区本部及び消防部へ支援要請を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 福祉避難所の開設</p> <p>ア 開設の決定</p> <p>災害時、各区本部は、指定避難所に避難している災害時要援護者等の心身の状態及び指定避難所での生活状況等を把握し、健康福祉部に報告する。健康福祉部は、災害時要援護者の状況及び福祉避難所に指定している施設の受入れ体制を確認の上、福祉避難所の開設を決定する。</p> <p>イ 入所調整及び移送</p> <p>開設の決定後、各区本部は、各指定避難所に派遣された職員が把握した災害時要援護者の心身の状態等を勘案して、福祉避難所となっている施設に対して受入れ依頼を行う。対象者の移送については各区本部による調整を基本とし、状況に応じて災害時要援護者の家族及び受入れ施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送する。</p> <p>指定避難所等への避難が困難な在宅の障害者等については、区本部の判断により福祉避難所への直接避難も可能とする。</p> <p>(資料 6-8「福祉避難所一覧表」参照)</p> <p>(後略)</p>	<p>断される場合は区本部及び消防部へ支援要請を行う。</p> <p><u>(3) 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき、市は災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項及び第 49 条の 15 第 3 項に基づき、名簿情報及び個別避難計画情報の提供に係る同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報もしくは個別避難計画情報又はその両方を提供する。</u></p> <p><u>(4) 指定福祉避難所の開設</u></p> <p>ア 開設の決定</p> <p><u>災害時、健康福祉部は、事前の調整により特定された要配慮者の受入状況について、指定福祉避難所から報告を受けるものとする。その後、指定福祉避難所の開設を決定し、各区本部に報告する。</u></p> <p>イ 移送</p> <p><u>対象者の移送については、指定福祉避難所と受入対象者との間であらかじめ調整し、家族等の避難支援等実施者が行うことを基本とするが、健康福祉部や各区本部は、状況に応じて受入施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送を行う。</u></p> <p>(5) <u>協定福祉避難所の開設</u></p> <p>ア 開設の決定</p> <p>災害時、各区本部は、指定避難所に避難している要配慮者等の心身の状態及び指定避難所での生活状況等を把握し、健康福祉部に報告する。健康福祉部は、要配慮者の状況及び協定福祉避難所として協定を締結している施設の受入れ体制を確認の上、協定福祉避難所の開設を決定する。</p> <p>イ 入所調整及び移送</p> <p>開設の決定後、各区本部は、各指定避難所に派遣された職員が把握した要配慮者の心身の状態等を勘案して、協定福祉避難所となっている施設に対して受入れ依頼を行う。対象者の移送については各区本部による調整を基本とし、状況に応じて要配慮者の家族及び受入れ施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送する。</p> <p>指定避難所等への避難が困難な在宅の障害者等については、区本部の判断により協定福祉避難所への直接避難も可能とする。</p> <p>(資料 6-8「福祉避難所一覧表」参照)</p> <p>(後略)</p>	
<p>第 2 章 第 13 節 災害時要援護者への対応計画 P107</p>	<p>4. 在宅要援護者への支援対策〔健康福祉部、こども若者部、区本部〕</p> <p>自宅から単独で外出することができない災害時要援護者に対して、地域団体等の協力により在宅要援護者として必要な支援を行う。</p> <p>(1) 対象となる方</p> <p>次のうち、自宅から単独で外出することができない方とする。</p> <p>ア 災害時要援護者</p> <p>災害時要援護者情報登録制度の登録者を含む、地域等で把握している要援護者</p>	<p>4. 在宅の要配慮者等への支援対策〔健康福祉部、こども若者部、区本部〕</p> <p>自宅から単独で外出することができない要配慮者等に対して、避難支援等実施者や地域団体等の協力により必要な支援を行う。</p> <p>(1) 対象となる方</p> <p>次のうち、自宅から単独で外出することができない方とする。</p> <p>ア 要配慮者</p> <p>地域へ提供している避難行動要支援者名簿の登載者のほか、地域等で把握している要配慮者</p>	<p>仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考
	<p>イ 被災したことにより手助けが必要な方 妊産婦、乳幼児のいる家庭など</p> <p>(2) (略)</p>	<p>イ 被災したことにより手助けが必要な方 妊産婦、乳幼児のいる家庭など</p> <p>(2) (略)</p>	
<p>第2章 第15節 緊急輸送計 画 P117</p>	<p>3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動し、通行を確保する。この場合、通常生ずべき損失については、第24節の規定に基づき補償するものとする。</p> <p>また、道路啓開を行う路線の優先順位を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。</p>	<p>3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動し、通行を確保する。この場合、通常生ずべき損失については、第24節の規定に基づき補償するものとする。</p> <p>また、道路啓開を行う路線の優先順位を決めるに当たっては、<u>東北道路啓開計画を踏まえるとともに</u>、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。</p>	<p>東北道路啓開計画の追記</p>
<p>第2章 第16節 廃棄物処理 計画 P125</p>	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p>ア し尿の収集・処理方法</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、受け入れ世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している<u>災害用簡易組立トイレ</u>等を設置して処理する。</p> <p>④ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等によって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ、避難所における<u>災害用携帯型簡易トイレ</u>の配布を検討する。</p> <p>イ 仮設トイレ設置体制等</p> <p>① 指定避難所における仮設トイレ設置については、災害発生直後の初動体制として備蓄している<u>災害用携帯型簡易トイレ</u>や<u>災害用簡易組立トイレ</u>により対応するが、備蓄数で不足する場合には、他の指定避難所からの<u>災害用簡易組立トイレ</u>の移送あるいはレンタル業者等の協力を得て設置及び維持管理を行う。また、設置に当たり高齢者・障害者に配慮する。</p> <p>② 自宅のトイレが使用できない在宅被災者には、環境事業所等に備蓄している<u>災害用携帯型簡易トイレ</u>により対応する。</p> <p>③ 仮設トイレの設置場所や<u>災害用携帯型簡易トイレ</u>の配布等については、報道機関や市の広報紙等により市民に対して広報する。</p> <p>④ 上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮した上で、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。</p> <p>(注) <u>災害用簡易組立トイレ</u>の備蓄状況については、共通編 第2部 第2章 第12節「物資・資機材等確保</p>	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p>ア し尿の収集・処理方法</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、受け入れ世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している<u>仮設トイレ組立式</u>等を設置して処理する。</p> <p>④ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等によって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ、避難所における<u>携帯トイレ</u>の配布を検討する。</p> <p>イ 仮設トイレ設置体制等</p> <p>① 指定避難所における仮設トイレ設置については、災害発生直後の初動体制として備蓄している<u>携帯トイレ</u>、<u>仮設トイレ組立式</u>や<u>マンホールトイレ</u>により対応するが、備蓄数で不足する場合には、他の指定避難所からの<u>仮設トイレ組立式</u>の移送あるいはレンタル業者等の協力を得て設置及び維持管理を行う。また、設置に当たり高齢者・障害者に配慮する。</p> <p>② 自宅のトイレが使用できない在宅被災者には、環境事業所等に備蓄している<u>携帯トイレ</u>により対応する。</p> <p>③ 仮設トイレの設置場所や<u>携帯トイレ</u>の配布等については、報道機関や市の広報紙等により市民に対して広報する。</p> <p>④ 上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮した上で、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。</p> <p>(注) <u>仮設トイレ組立式</u>の備蓄状況については、共通編 第2部 第2章 第12節「物資・資機材等確保体制の</p>	<p>名称の変更</p>

旧頁	旧	新	備考																																
	<p>体制の充実」のとおり。 (資料 9-10「一般廃棄物(し尿)収集運搬車両一覧表」参照) (資料 9-11「一般廃棄物(し尿系汚泥)収集運搬許可業者一覧」参照)</p>	<p>充実」のとおり。 (資料 9-10「一般廃棄物(し尿)収集運搬車両一覧表」参照) (資料 9-11「一般廃棄物(し尿系汚泥)収集運搬許可業者一覧」参照)</p>																																	
<p>第2章 第21節 行方不明者の 捜索・遺 体の収容等 に関する計 画 P148</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="350 472 1430 1018"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・行方不明者の捜索の総括に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・行方不明者の捜索に関すること</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・遺体安置所の開設及び運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>宮城海上保安部</td> <td>・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視・見分に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 宮城県支部</td> <td>・遺体の処理に関すること</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視・見分に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後略)</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・行方不明者の捜索の総括に関すること	健康福祉部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること	消防部	・行方不明者の捜索に関すること	区本部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること	宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視・見分に関すること	日本赤十字社 宮城県支部	・遺体の処理に関すること	宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視・見分に関すること	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1531 472 2617 1018"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・行方不明者の捜索の総括に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・行方不明者の捜索に関すること</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・遺体安置所の開設及び運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>宮城海上保安部</td> <td>・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視(死体調査)に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 宮城県支部</td> <td>・遺体の処理に関すること</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視(死体調査)に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後略)</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・行方不明者の捜索の総括に関すること	健康福祉部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること	消防部	・行方不明者の捜索に関すること	区本部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること	宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視(死体調査)に関すること	日本赤十字社 宮城県支部	・遺体の処理に関すること	宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視(死体調査)に関すること	<p>法令に基づく文 言の修正 ※新旧対照表に 記載のない「検 視」の表記につ いては、全て「検 視(死体調査)」 へ置き換えるも のとする。</p>
実施機関	担当業務																																		
災対本部事務局	・行方不明者の捜索の総括に関すること																																		
健康福祉部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること																																		
消防部	・行方不明者の捜索に関すること																																		
区本部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること																																		
宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視・見分に関すること																																		
日本赤十字社 宮城県支部	・遺体の処理に関すること																																		
宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視・見分に関すること																																		
実施機関	担当業務																																		
災対本部事務局	・行方不明者の捜索の総括に関すること																																		
健康福祉部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること																																		
消防部	・行方不明者の捜索に関すること																																		
区本部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること																																		
宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視(死体調査)に関すること																																		
日本赤十字社 宮城県支部	・遺体の処理に関すること																																		
宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視(死体調査)に関すること																																		
<p>第2章 第23節 災害警備活 動・交通規 制計画 P161</p>	<p>1. 災害警備活動</p> <p>県内において大規模災害が発生し、警察職員が被災し、又は施設が損壊した場合においても、 災害警備活動を行いつつ、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続して いため必要な事項を定めた「宮城県警察本部業務継続計画」に基づいて災害警備活動を行う。 (後略)</p>	<p>1. 災害警備活動</p> <p>県内において大規模災害が発生し、警察職員が被災し、又は施設が損壊した場合においても、優 先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続するため必要な事項を定めた「宮 城県警察本部業務継続計画」に基づき災害警備活動を実施する。 (後略)</p>	<p>記述の適正化</p>																																
<p>第2章 第26節 応急給水・ 水道復旧計 画 P174</p>	<p>8. 応急給水補完対策【環境部、各部、区本部】</p> <p>主に生活水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような 対策を講じる。</p> <p>(1) 学校プール貯留水等の活用 指定避難所においては、学校プールの貯留水等を活用し、生活水の確保を図る。</p> <p>(2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時 における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所 有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 5年 9月 30日現在</p> <table border="1" data-bbox="362 1900 1430 1942"> <tr> <td></td> <td>青葉区</td> <td>宮城野区</td> <td>若林区</td> <td>太白区</td> <td>泉区</td> <td>合計</td> </tr> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	<p>8. 応急給水補完対策【環境部、各部、区本部】</p> <p>主に生活水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような 対策を講じる。</p> <p>(1) 学校プール貯留水等の活用 指定避難所においては、学校プールの貯留水等を活用し、生活水の確保を図る。</p> <p>(2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時 における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人 所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 6年 9月 30日現在</p> <table border="1" data-bbox="1543 1900 2617 1942"> <tr> <td></td> <td>青葉区</td> <td>宮城野区</td> <td>若林区</td> <td>太白区</td> <td>泉区</td> <td>合計</td> </tr> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	<p>時点更新</p>																		
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																													
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																													

旧頁	旧	新	備考														
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;">登録井戸数</td> <td>127</td> <td>46</td> <td>50</td> <td>36</td> <td>30</td> <td>289</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>	登録井戸数	127	46	50	36	30	289	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;">登録井戸数</td> <td>122</td> <td>41</td> <td>48</td> <td>36</td> <td>28</td> <td>275</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>	登録井戸数	122	41	48	36	28	275	
登録井戸数	127	46	50	36	30	289											
登録井戸数	122	41	48	36	28	275											
<p>第2章 第27節 電力施設災害 応急計画 P175～176</p>	<p>2. 応援の要請及び派遣 被害が甚大で早期復旧が困難である場合は、他事業所に応援を要請する。 (中略)</p> <p>6. 応急工事 (1)～(2) (略) (3) 災害時における安全衛生 作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p style="text-align: center;"><東北電力株式会社・東北電力ネットワーク株式会社非常災害連絡系統図></p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	<p>2. 応援の要請及び派遣 被害が甚大で早期復旧が困難である場合は、上位機関に応援を要請する。 (中略)</p> <p>6. 応急工事 (1)～(2) (略) (3) 災害時における安全衛生 作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p style="text-align: center;"><東北電力株式会社・東北電力ネットワーク株式会社非常災害連絡系統図></p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>														
<p>第2章 第33節 住宅応急対策 計画 P191</p>	<p>5. 建設型応急住宅〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕 借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合には、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。 (後略)</p>	<p>5. 建設型応急住宅〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕 <u>本市は、県及び建設型応急住宅の整備に関する団体との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、協定締結団体等と建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備確保を行うものとする。</u> (後略)</p>	<p>県地域防災計画との整合</p>														
<p>第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画 P201～202</p>	<p>3. 生活福祉資金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕 (1) 災害臨時費の貸付 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費の貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 対象：仙台市内に居住しており、他の受給制度や貸付制度を受けることが困難な世帯 ㊦ 利率：年 1.5% *連帯保証人を立てる場合は無利子 ㊦ 貸付限度額：150 万円以内 ㊦ 据置期間：6 ヶ月以内 ㊦ 償還期間：7 年以内 <p>(2) 生活復興支援資金の貸付 東日本大震災により被災し、罹災証明、罹災届出証明書の発行を受けている低所得世帯（被</p>	<p>3. 災害臨時金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕 (1) 災害臨時費の貸付 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費の貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1)</u> 対象：仙台市内に居住しており、他の受給制度や貸付制度を受けることが困難な世帯 <u>(2)</u> 利率：年 1.5% *連帯保証人を立てる場合は無利子 <u>(3)</u> 貸付限度額：150 万円以内 <u>(4)</u> 据置期間：6 ヶ月以内 <u>(5)</u> 償還期間：7 年以内 <p><u>(削除)</u></p>	<p>制度の実態に合わせ削除</p>														

旧頁	旧	新	備考								
	<p>災したことにより、低所得世帯となった場合も含む。)に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。</p> <table border="1" data-bbox="362 302 1415 688"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時生活支援費 (当面の生活費)</td> <td>月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要</td> </tr> <tr> <td>生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)</td> <td>80万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要</td> </tr> <tr> <td>住宅補修費</td> <td>250万以内 ※罹災証明書等が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 対 象：仙台市内に住居があるか、又は今後当面の間、仙台市内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯(収入の目安あり。他の受給制度や貸付制度優先)</p> <p>イ 利 率：年1.5% ※連帯保証人を立てる場合は無利子</p> <p>ウ 据置期間：2年以内</p> <p>エ 償還期間：据置期間経過後20年以内で借入金額により設定</p> <p>(後略)</p>	種 類	内 容	一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要	生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要	住宅補修費	250万以内 ※罹災証明書等が必要	<p>(後略)</p>	
種 類	内 容										
一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要										
生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要										
住宅補修費	250万以内 ※罹災証明書等が必要										
<p>第2章 第35節 民生安定の ための緊急 措置に関する 計画 P210</p>	<p>22. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 罹災証明書(火災以外の原因に起因するもの) (中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 判定基準 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月改定 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>22. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 罹災証明書(火災以外の原因に起因するもの) (中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 判定基準 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和6年5月改定 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>時点更新</p>								
<p>第2章 第37節 復興に関する 計画 P215～216</p>	<p>2. 復興計画の策定 (中略)</p> <p>(1) 復興計画の策定に当たって、以下の事項に配慮する ア～エ (略)</p> <p>(2) 復興計画の内容について、以下の事項に配慮する ア～オ (略)</p>	<p>2. 復興計画の策定 (中略)</p> <p>(1) 復興計画の策定に当たっての<u>配慮事項</u> ア～エ (略)</p> <p>(2) 復興計画の内容についての<u>配慮事項</u> ア～オ (略)</p>	<p>記述の適正化</p>								